（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第七条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「印」を削り、同別表注２(2)を次のように改める。

(2)　氏名については、申請者が個人の場合は、氏名を記載すること。また、申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第二号中「印」を削る。

別表第三号中「印」を削り、同別表注２を次のように改める。

２　申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第六号中「登録検査等事業者の　　印　」を「登録検査等事業者の　　氏名又は名称（注１）」に改め、同別表注１を次のように改める。

注１　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第八号中「印」を削り、同（１枚目）注１を次のように改める。

注１　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

（登録修理業者規則の一部改正）

第八条　登録修理業者規則（平成二十七年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称」に改め、「また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。

別表第三号中「印」及び「また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。

別表第五号及び別表第六号中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称」に改め、「また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。

別表第七号及び別表第九号中「印」及び「また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。」を削る。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○総務省令第百六号

電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第十五条の規定に基づき、電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

総務大臣　武田　良太

電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令

電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六までの規定中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「㊞」を削る。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百八十四号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百十八号）の施行に伴い、並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十二条並びに児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第六条の三第二項第二号、第六条の五第二項第二号及び第六条の六第二項第一号の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄	（認定の請求） **第一条**　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄